

芦屋市緑の基本計画 (骨子案)

【協働で緑を育む芦屋市の姿】

- A案：緑がつなぐ人と未来
- B案：緑育み，暮らし豊かなまち
- C案：上質な緑と暮らしを皆で育むまち



令和2年10月

芦屋市

芦屋市緑の基本計画（骨子案）

【第3回改定委員会資料】

目次

1. ○○○の実現に向けて	1
(1) 改定計画の方向性	2
2. 緑の基本方針	3
(1) 継承していくべき芦屋の緑	3
(2) 緑の効果	4
(3) 基本方針	5
(4) 地域別基本方針	6
(5) 施策の体系	9
3. 施策の実施方針	11
(1) 【存在効果】を高める	11
(2) 【利用効果】を高める	13
(3) 【媒体効果】を高める	14
(4) 【3つの効果】を連動させる	14
4. 計画目標	15
(1) 計画の目標（仮）	15
5. 改定計画の根拠	16
(1) 計画の位置づけ	16
(2) 計画改定の背景	17
(3) 緑の概況	21
(4) 市民アンケート調査	24
(5) 施策の検証	34
巻末資料	
策定経過	37
委員名簿	
用語説明	

市木、市花 / City Tree and City Flower



市木
「クロマツ」



市花
「コバノミツバツツ」

昭和 45 年に市制 30 周年記念事業の一つとして
市の木、市の花を定めています

1. 「〇〇〇」の実現に向けて

芦屋市は、全国に誇る緑ゆたかな住宅都市を形成しています。

また本市は、平成16年に庭園都市を宣言しました。今日まで一貫して、花と緑あふれる美しく潤いのあるまちづくりに向けて、市民みなさまと力をあわせて取り組みを進めてきています。

芦屋市にとって、緑は上質なまちをかたちづくる重要な資産です。

住宅地の緑、公園の緑、街路樹の緑などが一体となった景観は、本市が全国に誇る資産となっています。

人口減少・少子高齢社会がさらに進む10年先を展望すると、市民生活を豊かにする緑の「質」のあり方を明確にした上で、持続可能な仕組みと体制を確立していく必要があります。

芦屋市では将来像を「〇〇〇〇〇」として、将来にわたって庭園都市にふさわしい緑を維持していきたいと思えます。

市民みなさまと市の協働をこれまで以上に深めて、芦屋市のまちとくらしの魅力をさらに高める取り組みを、一緒に進めて行きましょう。

【芦屋市の将来像】

A案：緑がっなぐ人と未来

B案：緑育み、暮らし豊かなまち

C案：上質な緑と暮らしを皆で育むまち

(1) 改定計画の方向性

これまで芦屋市では、「芦屋庭園都市の実現」を目指して、「芦屋市緑の基本計画」を策定し公園や街路樹だけでなく、民有地内の緑など、まち全体の緑の『量』を増やす取り組みを進めてきました。

それらの取り組みについて、行政による取り組みの検証や市民アンケートの結果、総合計画等関連計画との整合性の観点で振り返ったところ、緑を増やす取り組みは、目標値には届かなかったものの、一定の成果を収めてきたといえますが、より持続可能な緑としていくため、また成熟したまち芦屋として一層魅力を高めるため、続けるべき施策は継続するとともに、『質』を高める取り組みも重要になります。

これからは、今ある緑の『量』をできるだけ維持しつつ、緑の『質』を高めていくための施策に重点を置き、芦屋市に住んでみたい・これからも暮らし続けたいと感じていただける【〇〇〇】を実現させるまちづくりを進めます。

◎ 緑の在り方として「量」を保ち「質」を高めます。

これからは、周辺のまちなみと調和した緑の在り方を地域ごとに考え、丁寧な維持管理を行い、見て美しいと感じられる景観を地域と一緒につくる取り組みを進めます。

◎ 地域の課題に「協働」で取り組みます。

公園や街路樹を美しく保つ取り組みに加えて、地域と行政で共に考えて、共に実施することにより、緑があることで暮らしの豊かさを実感できるまちづくりを目指します。

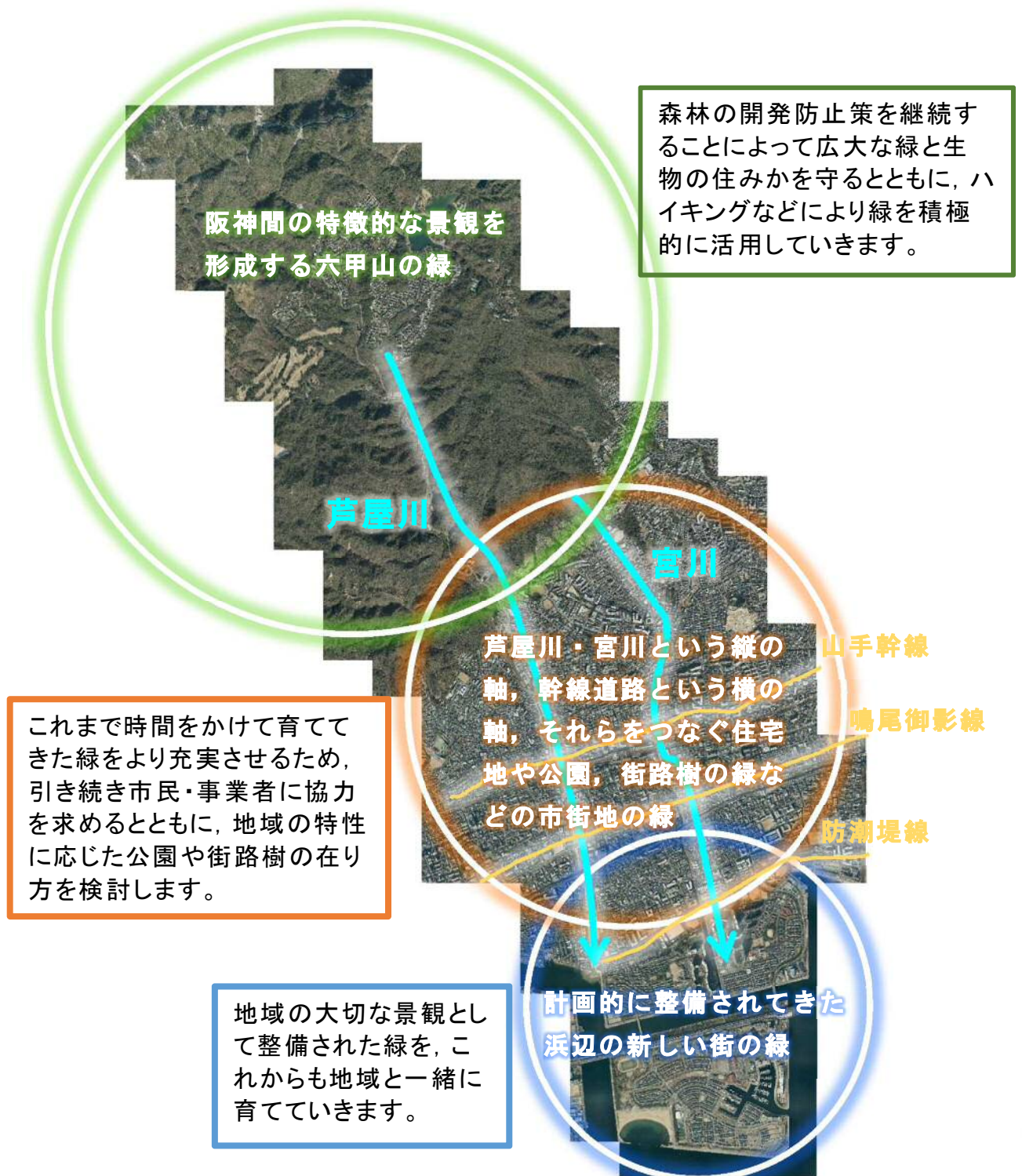
◎ 緑の施策を「再編」します。

これまで、「環境保全」「レクリエーション」「防災」「景観」を柱として関係法令や計画の種類ごとの分類から、各計画等の横のつながりを意識し、「緑の効果」ごとに施策をまとめ、施策の効果が最大限に発揮される計画とします。

2. 緑の基本方針

(1) 継承していくべき芦屋の緑

芦屋市の緑は、「六甲山の緑」「市街地の緑」「浜辺の新しい街の緑」に区分することができます。歴史や背景の異なるそれぞれの緑を地域の特性に応じて、守り、育てていきます。



(2) 緑の効果

緑には、「存在効果」「利用効果」「媒体効果」があり、様々な面からわたしたちの暮らしを支えています。

✂ 都市景観の形成

- ・美しい景観の形成

✂ 都市環境の保全

- ・ヒートアイランド現象の緩和
- ・地球温暖化対策への寄与
- ・大気の浄化

✂ 生物多様性の確保

- ・生態系の基盤形成
- ・生物の生息環境の確保
- ・地域の自然環境の保全

緑の存在効果

✂ 都市防災機能の向上

- ・災害に強い都市構造の形成
- ・延焼防止
- ・避難路、避難地の機能向上
- ・救援、復旧復興拠点の充実

✂ スポーツ

- ・各種スポーツ利用
- ・健康維持・推進に寄与

緑の利用効果

✂ レクリエーション

- ・憩い、やすらぎの提供

✂ 文化・交流

- ・交流イベントや地域の歴史・文化を活かした社会活動の場として緑を活用し、コミュニティの形成を促進

✂ 商業・にぎわい

- ・オープンカフェ等の商業空間でみどりが活用されることで、にぎわいが生まれ、地域社会の活性化、観光振興に寄与

✂ 福祉・健康

- ・園芸福祉活動への参加により、心の健康増進や生きがいがづくりやつながりの場を提供

緑の媒体効果

✂ 教育・学習

- ・自然体験、遊びなどを通じて、子どもの環境教育・自然体験学習への展開

✂ コミュニティ

- ・緑化活動を通じて地域コミュニティを強化することで、安心安全なまちづくりを推進

(3) 基本方針

緑の『質』を上げていくためには、緑が発揮する3つの効果（「存在効果」「利用効果」「媒体効果」）を上げていくことが重要であると考えられることから、これら、3つの効果を柱として基本方針を定めます。

◎基本方針1

【存在効果】を高める

- ・ 地域の特性に合わせて街路樹や公園施設等を適切に維持管理，または整備等を行うことによって，まちなみの景観の向上や，地域の自然環境の保全，都市環境の保全，防災機能の向上を図ります

◎基本方針2

【利用効果】を高める

- ・ 子育て，福祉，市民生活の施策に積極的に緑を活かします
- ・ 緑を活かした健康づくりで暮らしを豊かにします

◎基本方針3

【媒体効果】を高める

- ・ 緑化活動や緑に触れる事を通じて，地域のにぎわいやコミュニティの形成を図ります

◎基本方針4

【3つの効果】を連動させる

- ・ 上記の3つの効果を高めるため，各方針に基づく施策を互いに連動させます。例えば，公園施設を適切に維持管理，または整備することは，そこに存在する効果を高めるだけではなく，様々な世代の方が利用しやすくすること，健康づくりに活用することなど利用効果を高めることに資するものであり，さらに地域の皆さんや事業者と協力して維持管理を行うことや，利用者どうしでの交流など，新たな人と人とのつながりが生まれる媒体効果を発揮するものでもあります。
- ・ 旧計画期間に宮塚公園周辺で実施したプロジェクトはその一例ですが，核となる公園と地域が連動して，整備から活用までを計画・実施し，効果ごとのつながりを十分に意識することにより，緑が最大限の効果を発揮するよう取り組みます。（宮塚公園周辺のプロジェクトについては，P.〇〇を参照）

(4) 地域別基本方針 「六甲山の緑」

六甲山を含む山手の緑は、阪神間の特徴的な景観を形成しており、守るべき大切な資産です。山そのものの緑とともに、その地域にお住まいの市民や事業者の協力により守られてきた住宅地の緑は、未来まで継承していくべき緑であり、四季の変化や彩りを感じることができる質の高い状態に保ち続ける必要があります。

これからも、市民や事業者の協力をお願いしつつ、無秩序な森林開発を防止するなど行政がその責任を果たすことにより、守り続けていきます。

また、山手の緑として存在することにより優れた景観を形成すること、見て楽しむことに加え、ハイキングや動植物の観察など、市民にとって身近な緑として活用していただけるような取り組みを検討していきます。



写真挿入

「市街地の緑」

これまで時間をかけて創り、育ててきた市街地の緑は、芦屋川・宮川という縦の軸、幹線道路という横の軸、それらをつなぐ住宅地や公園・緑地、街路樹の緑によって構成されています。とりわけ山手の緑と隣接する北部地域や芦屋の代表的な景観を形成する芦屋川沿いには、住宅地、公園・緑地、街路樹ともに十分な量の緑が整備されている一方で、市街地の一部には、緑の量が十分ではない地域もあります。



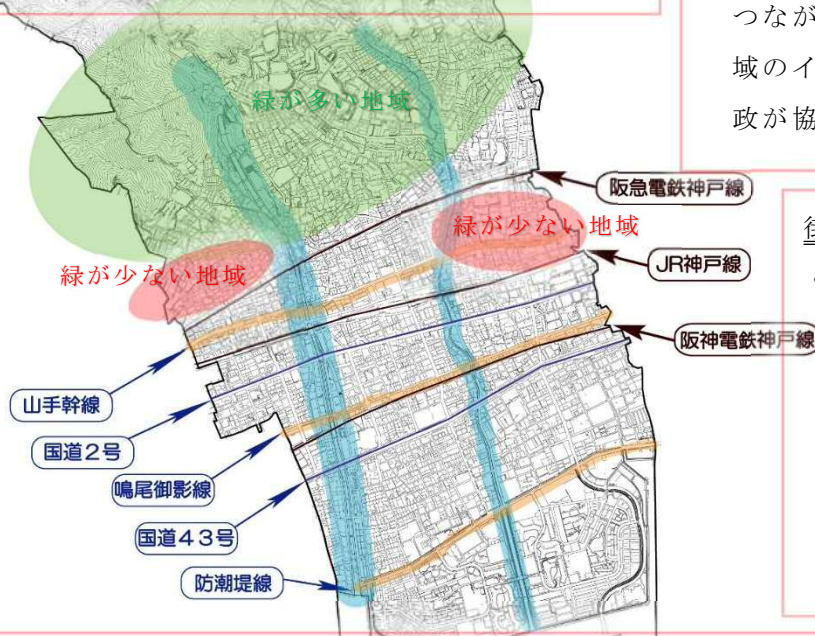
芦屋川・宮川という縦の軸、幹線道路という横の軸、それらをつなぐ住宅地や公園、街路樹の緑などの市街地の緑

山手地域、芦屋川沿い

- ・市民・事業者の協力を得ながら、条例等に基づき、充実した緑を守っていきます
- ・芦屋川沿いのマツや桜など、芦屋を代表する美しい景観を未来に継承できるよう、丁寧な管理や計画的な植え替え等を実施します

住宅地

- ・既に策定されている条例等に基づき、地域に必要な緑が保たれるよう、市民と行政が協力して取り組みます
- ・まちを美しく保つとともに、人と人がつながりを感じることができるよう、地域のイベントや清掃等において市民と行政が協働して施策を実施します



街路樹

- ・幹線道路を含め重点的に管理する路線を決め、周辺のまちなみとの調和、都市の防災機能の向上、生物の住みかの確保など、様々な視点でその路線ごとに適切な整備や管理の方法を地域の皆さんとともに考え、共に施策を実施します

公園・緑地

- ・レクリエーションや商業などに活用しやすい公園・緑地となるよう、老朽化している施設の改修等に合わせて、地域の皆さんとともに整備の内容を検討します
- ・宮塚公園周辺で実施したプロジェクトの成果を他の地域に波及させ、市民と行政が一体となって緑を充実させる取り組みを行います
- ・緑の量が十分ではない地域に計画的に公園・緑地を整備できるよう、都市計画道路の整備等に合わせ、整備や再編を検討します

「浜辺の新しい街の緑」

浜辺の緑は、山手から市街地を経て、海辺へと続く芦屋の景観を構成する大切な要素で、これまで計画どおりに緑が整備されてきました。ほとんどの住宅地には緑を保全するための基準が設けられ、計画的に整備された公園や街路樹、海辺とともに、たくさんの緑が潤いのある景観を形成しています。

市内の中でも比較的新しいまちとして、今後も引き続き、市民の皆さんの協力を得ながら、整備された緑を守り、育てていく必要があります。また、人と人がつながりを持ち、より成熟したまちとして歴史を重ねていくために、緑の利用方法、媒体としての活用方法を市民と行政がともに考え、効果を発揮できるよう取り組んでいく必要があります。



写真挿入

(5) 施策の体系

基本方針を達成するために必要な施策を体系的に整理します。

① 【存在効果】を高める

基本方針 1-1	公園施設の整備	地域と協働して公園の再編・整備を行い、公園を利用しやすくすることで、利用者を増やし、公園周辺のにぎわいの創出を図る 老朽施設を計画的に更新して、公園機能を維持し、健康維持や推進のための活動の場として利用しやすくすることで、コミュニティの形成の促進を図る
基本方針 1-2	道路・街路樹の整備・管理	街路樹更新計画に基づき、樹木の整備、維持管理を行い、まちの景観を高め、まちの価値を高めると共に、協働による管理を行うことで、人と人のつながりを生む JR芦屋駅南地区の街路樹の整備を行うことで、駅前の景観を向上させ、賑わいを創出する
基本方針 1-3	住宅地を彩る緑地の保全	山手や芦屋川沿いにおける開発時に最低限の緑地の保全をすることにより、住宅地の緑を守り、緑豊かで良好な住宅地の景観を継承することで、まちの価値を維持する
基本方針 1-4	芦屋川と宮川の緑化・保全	芦屋川、宮川沿岸の適正な維持管理と沿道の街路樹の計画的な更新を行い、山の緑と海の緑をつなぐ重要な緑を保全し、緑のネットワークを強化することで、ウォーキング等のスポーツの推進や、憩い、やすらぎの場の提供を行い、健康維持や推進、心の健康増進を図る
基本方針 1-5	六甲山・森林・農地の保全	森林の開発防止策を継続して、森林の土地利用を保全し、芦屋の特徴的な山手の景観を形成することとなる六甲山の緑を守ると共に、自然環境の保全、自然体験学習等に活かすことにより、人の暮らしを豊かにする 生産緑地の指定解除(2022年予定)への対応を進めて、市街地にある農地を保全し、心の健康増進、生きがいづくり等のために場の提供を行う
基本方針 1-6	緑の防災機能の発揮	防災施設の整備や避難路となる街路樹の樹種の選定等を適切に行い、緑による防災機能を高め、災害に強いまちを形成することにより、市民が安心して暮らせるようにする 国道43号沿道の環境防災緑地の確保による緑の防火機能の保全を行い、災害時も含めて、市民の交流の拠点とする
基本方針 1-7	生物多様性の確保	様々な生物が生息する環境の整備を進めると共に、市民に対して生物多様性に関する周知を行うための、環境教育、自然体験学習等の機会を増やすことにより、様々な世代の人が生活と緑、生物の関連性を考えることができるようにする
基本方針 1-8	新しい課題への対応	空き地や空き家の樹木の管理に関する課題の検討を行い、良好な景観の保全し、まちの価値を維持すると共に、情報共有や対応策検討の過程を協働により行うことで、人と人とのつながりを強化する 民間活力導入など新たな公園整備や緑化手法の研究を進めて、地域と共有し、緑地の新たな確保や地域での活用策を模索することにより、地域の活性化につなげる

② 【利用効果】を高める

基本方針 2-1	緑を活かした地域づくり	<p>緑の機能を子供の教育、高齢者の活動、市民生活に積極的に取り入れて、健康の維持や推進、学習機会の場の提供を行うことによって暮らしの満足度を高めつつ、生物多様性の確保を図る</p> <p>オープンガーデン等の市民活動をバックアップすることで、市民が主役の花と緑のまちづくりを進め、地域のコミュニティの強化を図ると共に、まちなみの景観の向上を図る</p>
基本方針 2-2	緑を活かした健康づくり	<p>心地良くめぐることができる(歩行者・自転車分離等)緑のネットワークを確保・整備して、市民の健康づくりや暮らしの満足度向上に貢献する</p> <p>公園や芦屋川河川敷の利用促進を行い、健康づくりやイベントの活性化を推進し、にぎわいの創出を図る</p>

③ 【媒体効果】を高める

基本方針 3-1	市民と行政の協働推進	<p>協働のまちづくり活動と緑化活動を一体的に進め、公園の再編整備、防災機能の向上、サークル活動の巻き込み等の推進を行う</p> <p>緑化団体の支援・再編を進め、高齢化・参加者減少への対処、新メンバーの呼び込み、開かれた組織づくりにつなげることで、地域のコミュニティの強化を進めると共に、それらの活動により公園等の緑の保全を強化する</p>
基本方針 3-2	全市で取り組む緑化活動	<p>参加意向に応える受皿を充実して、市民の緑化活動を充実させ、生きがいづくりの場の提供を行う</p> <p>芦屋市のシンボルとなる緑化活動を設定して、市民協働のモデルとし、賑わいの創出を図る</p>

④ 【3つの効果】を連動させる

基本方針 4-1	市民と行政の協働による地域の課題解決の取り組み	<p>宮塚公園周辺で実施したプロジェクトの成果を踏まえ、住宅地、公園、街路樹それぞれの緑を充実させる取り組みを強化すると共に、市民と行政が協働して緑を活用することにより、緑を媒体として人と人とのつながりを深める</p> <p>地区計画、まちづくり協定など、市民と共に作り上げた基準に活用し、市民と行政が、地域の課題をその都度共有し、共に解決にあたることにより、安心できるまちの実現を目指す</p>
-------------	-------------------------	--

3. 施策の実施方針

緑の施策について、次の方針で進めていきます。

◎協働の体制づくり

- ・市民，事業者，芦屋市との「協働」を深めて，地域の特色を生かした施策を実施します。そのため，従来から協働により取り組みを進めていたオープンガーデンや公園の清掃等に加え，公園の整備や街路樹の更新，子供の教育・保育や高齢者の活動における緑の利活用など行政が主体となって実施する分野の施策に関しても，共に考え，共に実施できる体制づくりを検討します。
- ・様々な市民団体との連携も深めて，行政が市民の緑化活動を支援する体制づくりを強化します。

◎進行管理と見直し

- ・計画の進捗状況を毎年確認します。
- ・施策の実施方針は，社会情勢の変化等に応じて見直します。

具体的な施策の一覧

(1) 【存在効果】を高める

[] は関連計画を示す 青は策定済 赤は未策定

基本方針 1		施策内容
1-1	公園施設の整備	・老朽化した公園施設の計画的な更新[公園施設長寿命化計画]
		・都市公園の再編整備の検討
		・ユニバーサルデザイン化の継続
		・公園樹木の計画的な更新・適正管理計画の策定
		・都市公園における民間活力の導入等の検討
1-2	道路・街路樹の整備・管理	・街路樹の計画的な更新と適正管理(老木対策)[街路樹更新計画]
		・地域の景観に配慮して維持管理に注力する路線の選定と管理[街路樹更新計画]
		・景観を考慮した JR 芦屋駅南地区の街路樹整備・適正管理[街路樹更新計画]

基本方針 1		施策内容
1-3	住宅地を彩る緑地の保全	・条例に基づく指導を通じた住宅地の緑地確保[風致地区][緑の保全地区][芦屋景観地区][芦屋市都市景観条例][芦屋市住みよいまちづくり条例]
		・相続、売却時の制度周知を通じた住宅地の緑地確保
		・緑化助成による緑化活動支援
		・保護樹、保護樹林の維持、所有者への助成等による支援
1-4	芦屋川と宮川の緑化・保全	・芦屋川沿道、宮川線の街路樹の計画的な更新[街路樹更新計画]
		・芦屋川、宮川河川内の草刈り、適正管理
		・浜辺の樹木の保全
1-5	六甲山・森林、農地の保全	・近郊緑地保全地区による六甲山での行為制限
		・芦屋霊園の老木植替え等による樹林の維持
		・マツ枯れ、ナラ枯れ対策による森林保護
		・生産緑地の指定解除(2022)に伴う特定生産緑地への移行支援
1-6	緑の防災機能の発揮	・路線別街路樹に必要な防災機能の整理と樹種の選定
		・防災設備のある場所や避難路等の緑やオープンスペースの整備[地域防災計画]
		・国道43号沿線の環境防災緑地の確保による防火帯の形成
1-7	生物多様性の確保	・生物多様性に関する冊子の作成、配布等による啓発
		・生活環境に悪影響を生じさせた場合における特定外来生物の駆除
1-8	新しい課題への対応	・空き地、空き家の樹木管理の検討
		・提供公園のあり方を含めた緑地確保の検討
		・市民緑地認定制度による民有地の公園的な利用の検討

(2) 【利用効果】を高める

[] は関連計画を示す 青は策定済 赤は未策定

基本方針2		施策内容
2-1	緑を活かした地域づくり	・花緑まち歩きと緑の情報発信、花と緑の活動情報の発信 [庭園都市アクションプログラム]
		・オープンガーデンの企画・運営、コミュニティ花壇の育成管理、個人の庭の紹介 [庭園都市アクションプログラム]
		・緑の保全、開発に関する制度勉強会の企画・開催 [庭園都市アクションプログラム]
		・落ち葉の堆肥化、苗圃づくりを通して、緑の循環について学ぶ [庭園都市アクションプログラム]
		・既存の市民活動団体の交流会の企画・運営、ネットワークづくり [庭園都市アクションプログラム]
		・就学前施設における、教育、保育、高齢者の活動、環境学習などソフト面での公園や緑の利活用
2-2	緑を活かした健康づくり	・木陰を歩いて街中をめぐることができる緑のネットワークづくり
		・自転車の通行区分と自転車でめぐることができる緑のネットワークづくり
		・六甲山ハイキングルートサイン整備
		・健康づくりに市民が活用できるウォーキングマップの作成、周知啓発
		・公園利活用を促すプログラム・パンフ作成、周知啓発
		・まちなかの休憩場所の整備検討
		・イベントや記念写真の撮影など芦屋川河川敷の活用促進

(3) 【媒体効果】を高める

[] は関連計画を示す 青は策定済 赤は未策定

基本方針3		施策内容
3-1	市民と行政の協働 推進	・市民発意の緑化活動を行政部門が横断して支援する協働体制の構築
		・地縁型コミュニティ(自治会等)や目的型コミュニティ(NPO等)に対する緑化活動の参加呼びかけ
		・提供公園の地元管理化に向けた調整[芦屋市住みよいまちづくり条例]
		・緑化団体の高齢化・減少に対処する支援策(自治会、ボランティア団体)
		・花と緑のコンクールや緑の環境デザイン賞など緑化の普及啓発活動、顕彰制度
		・公共施設の緑化として、花壇を市民とともに育てる活動検討
3-2	全市で取り組む緑化活動	・環境観察会や公園のボランティア活動など、市民の参加・協働を引き出す方策検討
		・県民まちなみ緑化活動により自分たちで選んだ植物を公園に植える活動の支援
		・芦屋の玄関口として、市内各駅を花や緑で彩る取り組みなど、緑化活動の協働事業の検討
		・協働による緑化を重点的に進める緑化重点地区の指定の検討[緑ゆたかな美しいまちづくり条例]

(4) 【3つの効果】を連動させる

[] は関連計画を示す 青は策定済 赤は未策定

基本方針4		施策内容
4-1	市民と行政の協働による地域の課題解決の取り組み	・地域と共に公園を整備した事例・経験を他の地域に波及する等、地域と協働した取り組みの試行
		・緑を創り、守り、育てる過程を通じて、人と人、市民と行政のつながりを深める
		・地区計画、まちづくり協定など、市民と共に作り上げた基準に基づき、まちづくりの指導を行う[地区計画、まちづくり協定等]
		・新たな課題等が発生した時には、速やかに情報を共有し、共に課題の解決にあたる